

会 議 記 録

会議名称	平成 21 年度第 2 回 杉並民間事業化審査モニタリング委員会
日 時	平成 21 年 10 月 20 日 (火) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 2 時 47 分
場 所	東棟 4 階 庁議室
出席者	委員 奥、鎌形、黒川、南 区側 行政管理担当部長、行政改革担当副参事
配布資料	資料 1 杉並民間事業化審査モニタリング委員会 (第 1 回) の概要 資料 2 平成 21 年度杉並行政サービス民間事業化提案制度応募状況 【別紙】自由型提案事業一覧 資料 3 今後のスケジュール (案) 資料 4 平成 20 年度モニタリング実施結果について 【参考】平成 20 年度委託事業における評価実施業務一覧
会議次第	1 開会 2 議事 (1)平成 21 年度「杉並行政サービス民間事業化提案制度」 提案事業応募状況について (2)今後のスケジュールについて (3)平成 20 年度モニタリング実施結果について 3 閉会

委員長 ことしからちょっと、テーマ型と自由型というので、何かオリンピックの競技種目みたいになってきましたけど、それぞれ二重に仕事になりますけど、よろしくお願ひします。

じゃあ、最初は、事務局から資料の確認といきましょう。

行政改革担当副参事 それでは、私の方からきょうの資料の確認をさせていただきます。

まず、モニタリング委員会の次第でございます。その下のところに配付資料を記載してございますので、あわせてご確認いただけたらと思いますが、まず資料1が前回7月9日の第1回当委員会の会議録の概要でございます。

それから、資料2といたしまして、杉並行政サービス民間事業化提案制度提案事業の応募状況を集計した表でございます。

それに付随する別紙として、自由型提案の事業一覧をつけてございます。

それから資料3が、当委員会またこの後開かれる審査会を含めて、モニタリング委員会の審査スケジュールの案でございます。

そして、資料4が平成20年度のモニタリング実施結果等についての資料でございます、その詳細な資料が別に参考としてつけてございます。

なお、本日お手元に資料をお配りしてございませんが、既に委員の皆さんにはメールでそれぞれの審査会の委員名簿をご送付させていただいております。これにつきましては、特にテーマ型の外部から招聘する委員を2名加えるということで、人選については委員長に一任ということになっていたと思いますので、お送りした委員の方にお願ひするというので、この場でご確認いただけたらと存じます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

そろっていますでしょうか。

それでは、最初の議事は、21年度杉並行政サービス民間事業化提案制度の応募状況についてです。

行政改革担当副参事 はい。それでは、早速ですけども、資料2をごらんいただきたいと存じます。

まず、従来の自由型の提案でございますが、こちらにつきましては、前年度は15件ございましたが、件数をふやすために初年度は随契にするなどの当委員会のご提言を受けた変更を行ったんですが、残念ながら結果的に5件ということで、件数が減ってしまいまし

た。提案分野別の内訳は記載のとおりでございます。事業者の内訳も記載のとおり、株式会社が4件、3社、組合が1件ということで、いずれも区内業者ということでございました。

対しまして、テーマ型につきましては、今年度から新たに区分として加えたものでございますが、こちらの方は途中マスコミにも取り上げられたということもございまして、当初の想定を上回る9社、9件の提案がございました。9件のうち、株式会社7事業者のうち3事業者は共同事業体ということでございます。そのほか、組合が2ということで、合計9、区内事業者のうち1ということでございました。

続いて、別紙の方をごらんいただきたいと存じます。別紙につきましては、先ほどご案内したように、自由型の提案の事業の概要をまとめたものでございます。簡単にご説明をさせていただきます。

まず、1件目が「建築事業のマネジメント方式」ということで、株式会社、設計会社ですけれども提案がありました。これにつきましては、提案の概要を非常にあっさり書いてございますが、区の建築、建設事業を第三者が設計からその物件の引き渡しまで、区とともに進めていくと。それによってコスト・工期・クオリティを管理すると。こういうことをやることによって、むだ遣いや入札での談合なども防止できるというような提案でございます。

2件目が「大田黒公園利用活用プロジェクト」ということで、これも株式会社からの提案でございます。これにつきましては、大田黒公園というのは昭和56年に開園した、区内で唯一、日本庭園のある公園でございますが、この公園を杉並の迎賓館として活用するため、質の高い庭園の維持管理を行い、この特殊な公園の利用方法を提案し、イベントなどを開催します、と。それによって地域での大人の交流の場としてPRをして、有料事業だと思いますが、その収入を公園内にある貴重なピアノの維持管理費、公園維持管理費の補助金として運営を行い、公園の維持に活用するというような提案でございます。

3件目が「造園会社が行う環境スクール」ということで、これも株式会社からの提案でございます。内容といたしましては、エコスクール化に伴い、屋上緑化・壁面緑化・校庭緑化・ビオトープ・学校緑化など、学校の緑を教育素材として十分に活用されるよう、生徒とともに活用できる造園会社の目線からの環境スクールを行うというものでございます。

続きまして、4件目が「蚕糸の森公園・杉十小温水プール・杉十小一体的管理運営業務」ということでございます。杉十小学校というのは、蚕糸の森の試験場の跡地にできた

非常に珍しい学校で、公園の中にある、門と塀のない学校なんですね。現在は公園はみどり公園課、それから、学校は教育委員会の庶務課、そして、プールについては社会教育スポーツ課がスポーツ振興財団に委託をして管理運営を行っているという、三位一体構造になっているわけですが、これを提案事業者が一体的に管理して、より効果的、効率的な業務執行を行って、そのメリットを利用者サービス、施設の利便性の向上につなげていくんだというものでございます。

最後、5番目の提案が「ふれあい移動動物園サービス事業」ということで、これも株式会社からの提案でございます。区立の小学校、幼稚園等へ、ふれあい動物、魚類、鳥類、両生爬虫類等を派遣した、いわゆる移動動物園というものを設置すると。低学年児童が生き物を間近に見て、直にふれあうことにより命の大切さを知り、心のやすらぎを覚え、豊かな人間形成・人格形成のための一助とするというような事業であるということでございます。

以上5件が、今回、自由型の提案として出された提案でございます。

応募状況と自由型の提案事業の概要について、以上でございます。

委員長 何かご質問、ございますか。

さっきのご説明だと、去年15件あったんですか。

行政改革担当副参事 去年、15件ですね。

委員長 その前は。

行政改革担当副参事 その前が31件。最初が35件。

委員長 すごいね。等比級数以上だね。35、15、5、来年ゼロという感じだろうな。

委員 それは全国的傾向ですね。

委員長 そうですね。これはだから、そんなに驚かないこと。

委員 はい。

委員長 そうですか。

委員 テーマ型を足せば、14件になりますからね。昨年並みと言えなくもないかもしれませんが。

行政改革担当副参事 そうですね。

委員長 そうか。

委員 何か、3カ月ぐらいたって、記憶が薄れてきました。今回の自由型って、新規はいいんですけど。

行政改革担当副参事 いえ。

委員 違いますよね。あくまでも事業転換ですよ。

行政改革担当副参事 違います。そうですね。ですから、その辺はまた、この後の自由型の審査会のときに。

委員 ですね。今聞いていて、あれっ、と思って。おかしいなと。

委員 私もそう思いました。

委員長 これの中で、どれがそれに当てはまっちゃうんですか。

委員 これ、もう、ほとんどだと思っんですよ。多分4番の複合で、これは複合的に指定管理するとかならまだあり得るんですが。それから、2番は指定管理の話でしょ。3番と5番は明らかに何か全然という感じですよ。

行政管理担当部長 おっしゃるとおりです。

委員 こういうのがあからさまに出てくるので、あれっ、と思って。ひょっとして新規もオーケーしたっけと思ったんですよ。

委員長 ないサービスを新たにつくっているという。

委員 ちょっと違いますよね。だから、テーマ型があるから、自由型はまさに新規と思って、応募しちゃったところもあるのかもしれないね。

行政管理担当部長 去年も幾つかそれらしいものがあったので。毎年ありますよね。

委員 ことしは特に、見て、みんな新規っぽいような雰囲気なので。

委員長 内容がこういう傾向にあるのも、全国的傾向なんですか。

委員 出し方によります。佐賀県庁みたいに、自由に、だれがやるかわからないけどアイデア集というふうにやると、もっと数が多くて、完全に新規といえますか。

委員長 全部、新規で。

委員 ええ。あとは、でも、ほとんど。どこももう、今、実質やっていないんでしょうね。

委員長 1番も確かに新規なんだけど、1番のやり方って、これ、佐賀市役所が熊本市役所かがやっているんですよ。建設設計監理会社が役所との間に入って来て、いろいろなものの調達やなんかが、これは高いよ、安いよとか、仕事をやっている人の立場で判断して来て、やっていくんですよ。だから、それだけで、佐賀かなんかの小学校の建設コストが多分35億円ぐらいあったりするのが、それだけでも一気に6億円減っちゃうという。今までは公的な事業というのは、一番高い素材を送り込んででもだれも文句を言わない

で通っていたらしいんだね。予算の範囲でやれていたのが、これだと物すごく安くなったというんだけど。何か、よく考えると、法律違反の感じでも、僕がこういうそのテーマを、計画行政学会というので、計画賞というので、とても優秀というので、トップ賞に挙げちゃったのよ、1番で。だけど、そのときにいらした外郭団体の理事長さんたち、審査員から、法律違反じゃないかって、みんな押し出されちゃって。なぜそういうことをしてもいいんだろうとかかいう感じだったんだけど、そういうことがあって。ぜひ、計画行政学会の去年の優秀賞作品がそうだったので見てみてほしいと思うんだけど。すごい成果が上がっているのよ。

委員 法律違反って、どういう法律に。

委員 何に違反するのかわからない。

委員長 もともと、とにかく予算でこうやって、要するに、役所の建設のところはこれぐらいの単価でできると想定しているよね。その単価と見合わせて入札で、通常は入札していたんだけど、交渉してしまうんだよね、その金額を。

委員 入札じゃなくやったんですね。

委員 ああ、そう。

委員長 しかも、それ、全部、幾つもの事業すべてについて、その会社が間に入るという。どちらかという、今までになかった、主要目的別分類型ではなくて、性質別分類のところ、この人件費は高いんじゃないの、おかしくない、とか、そういう対応をするらしいんですね。

委員 契約の仕方については全然問題ないですよ、確かに。

委員長 いや、僕たちは問題ないんじゃないかと、そのときは多数決で決めちゃったんだけど。

委員 会計法でいくとだめなのかもしれませんが、入札何とかで。だけど、アドバイス契約ならば、全然問題ないですよ、契約とか。

委員長 偉い方、皆さんいらっしゃってね、皆さんは変だと怒っていたけど、学校の先生たちがみんな通してしまっ。

委員 しっかり言って。行政法的に、何々民法上にと、全然問題ないと。

委員 会計法は、ちょっとわかりませんがね。どうでしょう。微妙なところかもしれない。

行政管理担当部長 地方自治法の契約論が、やっぱり一般競争入札というのが原理です

から。

委員 まあ、建設工事そのものはそうあっても、今はもう、それが全部崩れていますもんね。総合何とか方式とか。

委員長 そう。だから、予定価格を決めて、それより安くなるというスタイルで一塊でやっていたやつを、一個一個、中を審査してくださるでしょ。ですよ。とって、出してこられる前に、この費用はこれぐらいがいいんじゃないかとはできないので、事業をやっているプロセスに担当者がいて、この費用は何でこんな単価でやっているのかと次々変えていくらしい。だから、書類だけで僕たちは審査していたけど、建設事業全部、工程をチェックして安くしていくという。佐賀市は強引にやっちゃったんでしょ。とてもおもしろいやり方で。多分似ているんだね、この1番。どうやってやるのかが僕にはわからないけど。

行政管理担当部長 多分、委員長がおっしゃったような、内容なんですよ。

委員長 だから、個々の事業について言っているわけじゃなくて、全部見ちゃおうと思っているわけでしょう。どの時点で見るとか、その辺。

委員 通常入札でやって、入札を一たん入れちゃうと、その後、交渉できないことになるんです。

委員長 できない。

委員 できないので、その前にこれをやればいいので。仕様をがちがちにしないで、要求水準的にやっておけば、次にできる。

委員長 できるわけか。

委員 そうですね。

行政管理担当部長 そうですね。

委員長 いや、何か、結構もめたんですよ。それなりに、そのときは。

委員 入札後にやると、ちょっとひっかかるのかなという感じがしますね。

委員長 うん。だけど、おもしろいからいいんじゃないかとかいう話になった。

委員 今、逆に、省エネ法かなんかの関係で、建築の事前審査というんですか、解体にしても建築にしても、建築過程も含めて、工事中も含めて、どのぐらいのCO₂が発生をして、どういうふうに抑えられるのかというのを審査しなきゃいけない、そういうのがこの辺でちょうどぶつかわってくるんですよ。そのコスト比較みたいなのが出てきちゃって。だから、これからは、多分これがかかなり脚光を浴びてくるんじゃないでしょうか。

委員長 そうそう。東京都は来年からですよ、2010年から5,000平米以上の既存建築物に関してCO₂の発生量をチェックでしょう、全部。もう既に1,500件ぐらい計画が出てきているという。ただ、それを認定する会社をまたつくらなくちゃいけなくて、それが2個しかなくてね。何か1カ月ほど前に、認定をする人たちの試験をやったらしいんだけど、700人受けて、受かった人がほとんどいなかったみたいだから。もう一回やり直さないと、だれも合格しないという話になって。

委員 前の建築確認みたいに、それで不況になっちゃうんじゃないですかね。

委員長 そうだよ。だから、同じようなことが起こっちゃう。

行政管理担当部長 それらを含めて、また部会の方で。

委員長 そう、ぜひ。あ、そうだ。ここで僕が言っちゃいけないんだね。自由型の方に行かないと。すみません。

委員 いっそのこと、全部却下していただくと。これは全部新規だからだめです、とか。

委員長 ごめんなさい。この別紙は了解しましたと。

それでは、その次は、今後のスケジュールの話になるんですか。テーマ型の方の話は紹介はないの。

行政改革担当副参事 テーマ型は、紹介すると1時間以上かかっちゃうかもしれませんので。私たちも消化し切れていないところがございますので。一応あれは地域通貨ということで、区内共通商品券それから子育て応援券事業それから長寿応援ポイント制度、この三つを基本に地域通貨の対象事業を定めて、どうやったらそのカードの普及啓発を図れるのかということ 아이디어を出してくださいと、経費をそういう単位で出してくださいということで、一応それに沿った形で、ただ、やり方はいろいろ千差万別でございまして、これは内容については、また詳しくはテーマ型の方の部会の方でと思っています。

委員長 わかりました。そうすると、今度は審査スケジュールの話でいいですか。資料3にいきましょう。

行政改革担当副参事 はい。それでは、ちょっと資料の3をごらんいただきたいと存じます。ここには当委員会、審査会の親会になる当モニタリング委員会、それから、自由型、テーマ型それぞれの審査会のスケジュールを一覧で落とし込んでございます。星印が当委員会、黒いひし形が自由型の審査会、白いひし形がテーマ型の審査会でございます。

順を追って流れをご説明しますと、本日第2回の当委員会において、公募状況についてご報告をして、今後のスケジュールを確認をしたいと。その後、本日これが終わった後に、

引き続き、自由型の審査会、テーマ型の審査会、それぞれお開きいただきまして、それぞれ審査会の会長の選任、それから、審査表の決定をしていただくと。その後、自由型につきましては10月23日までに、大変せわしないんですけども、一次審査、書類審査の方の点数をつけていただいて、メールでお送りいただきたいということでございます。テーマ型も27日までに同様にお送りいただきたいということでございます。自由型につきましては、23日にご提出いただきましたら、事務局の方で評価点の取りまとめをさせていただきます。第2回目の審査会を開きます。ここで第一次審査の通過事業者の選定を行っていただきます。あわせて、第二次審査、ヒアリング審査の実施方法についてのご確認をいただきたいと存じます。テーマ型につきましては、29日に第2回の審査会を予定してございます。同じく、ここで第一次審査の通過事業者の選定と、第二次審査、ヒアリング審査の実施方法の決定をしていただきます。その後、自由型につきましては11月9日に第3回を開きまして、事業者のヒアリング、審査結果の取りまとめをしていただくということでございます。

本来であれば、12月1日に親委員会であるこのモニタリング委員会を予定してございますので、テーマ型の方もそれまでに第3回をやって、同様にヒアリングを経て、審査会としての審査結果の取りまとめを予定しておりましたが、実は、ちょっと事情がございまして、これにつきましては、ちょっと1カ月後ろにずらしてございます。といいますのは、事務局の中でも十分議論をした結果なんでございますが、この点はちょっとご意見をちょうだいできればと思いますけれども、当初はそのようなスケジュールで考えていたんですが、事務局の方で、提案書、9社の内容を整理する中で、特に経費なんですけども、内訳を初め、記載内容からかなり読み取れない情報も多々あるということがわかってまいりました。なかなか、横並びで比較検討しにくいという側面がございまして。とはいえ、一次の書類審査については書いていなければ書いていないなりに、書き方が不十分であれば不十分なりに書類審査をしていただくことには変わりはないと思いますが、これだけの地域通貨規模の事業でもあり、最終的に事業者を採択する段階では、やはりきちんと横並びの比較ができるような最低限の追加資料などを求めることも考える必要があるのではないかとこのように思いました。また一方で、区の方も12月ぐらいになれば予算編成の作業も進んでまいりまして、比較対象となる区の経費とか、あるいは、区としてどの程度、来年度予算で負担が可能なのかというような考え方も、少なくとも11月上旬よりはまとまってまいりますので、そういうようなことを考えたときには、事業者のヒアリングとか追加資

料によって、提案経費をより明確にした上で比較検討して、採択事業者を決めるために、当初の予定と1カ月ずれますけれども、テーマ型の第3回につきましては12月の上旬に延ばしまして、非常に、こうすると、もう一回モニタリング委員会を開いてテーマ型の採択の確認という手続は発生してまいりますけれども、12月上旬に第3回のテーマ型審査会、12月中旬に第4回のモニタリング委員会でテーマ型の採択事業の最終委員会としての決定を行うというようなスケジュールでいってはいかがかというのが事務局としてのスケジュールの案でございます。

以上です。

委員長 何かご質問ございますか。

じゃあ、最後のところがちょっと後ろに延びますけども、できるだけミスしないようにしなきゃいけないかな。それから、何か自由型とテーマ型で、僕はテーマ型が三、四件で、自由型が15件ぐらいというイメージしていたので、それが逆になったから。採点期日が同じ期間だというのも、自由型の人にとって不公平が出るかなと思ったら、逆になる。何か想定外なんだけど。こうやって、困っているテーマについて素直に出す方がいいのかもね。

行政管理担当部長 出しやすいんですね。

委員長 出しやすいんですね、きっと。

委員 事業仕分けをやっていても、役所の仕事ってやっぱりわからないんですね、一般、外から見ると。

委員長 どんなことをやらせるかね。

委員 何でこんなことをやっているんだろうというのが、まず先に来ますから。そうすると、やっぱりテーマ型で出した方が、絶対こういう範囲だったらというアイデアがどんどん出てくる。ただ、そのかわり広がっちゃいますね。

委員長 イギリスの市場化テスト法の最初のときなんて、すごく天真爛漫よ。本当に、今、役所でやっているもので自分の方がうまくできると思う人は提案してきなさいという。提案されると、役所の方もどれぐらいのコストがかかっているかを公表する。もう本当に天真爛漫に、みんなが、こういうことなら自分ができるとか。やってみると、聞いてみると、何か割に合わないなというので、みんなが撤退する。初めから物すごく非効率にやられていると思っているけど、物によってはそうでもなかったからね。

委員 そうですね。でも、窓口は、もともとだめだというふうに突っぱねちゃいましたし、公園の管理・運営みたいなのは、まあ、そこそこ、もう出てくるものは出てきてしま

ったという、あとは余りないのかもしれませんがね。一般の方々にとって見える部分って。

委員長 そんなに仕事をしていなかったの、役所は。とかいう。

委員 例えば、こういう仕事があるなんて、絶対わからないですよ。何をやっているんだらうと。

委員 テーマ型と出すと、それはもう、絶対民間に出しますよという宣言をしているわけですから、民間にとっては仕事になると思っていますけど、自由型の場合は、出しても、それは役所でだめよと言われたら仕事にならないわけなので。過去にも何回もそれを出してきて、実際に受けた仕事の数が少ないわけですね。そう思うと、やっぱり、だんだんだんだん出す意欲がなえてきちゃうとか、そういう状況なのかなと思います。テーマ型というふうにやれば、やっぱりそれなりに上がってくるということですかね。

委員長 今回のテーマみたいに、ここでうまくいくと、自分たちの仕事の範囲を、杉並だけじゃなくてよそでもできるしと、皆さんきっと思っているんじゃないかね。

委員 既に、何か質問がありましたよね。中野区でできるかとか、想定することとか。

行政改革担当副参事 そうですね。

委員長 冗談抜きで、こういう来年のテーマを考えておかなきゃいけないということだね。もう既に庁内で。すごいグッドアイデアだったからね、今回ののは。これはなかなか、若い人にはやっぱりちょっと、上の管理職じゃないと気づかないと思うんだけど。今回どなたが出したのかちょっと僕にはわからないけど、思いつけないと思うんだな。重複しているなと自分で思っていなきゃ、やっぱり難しいんだね。次、どういうのが出るか。僕は、だってこのテーマを聞いたときに、もう、びっくりだったからね。えっ、こういうのがあるんだという。何かすごいグッドアイデアだと思ったけど。

今回は九つも出てきたのは、やっぱりテーマがよかったということだと思うけど、選ぶのが大変になっちゃってね、今度は逆に。

次は、議事の 議事進行表がどこか行っちゃった。

行政改革担当副参事 委員長、すみません。資料3で、12月1日の、次の当モニタリング委員会、時間が書いてございますが、10時ということをお願いできればと思います。

行政管理担当部長 12月1日ね。

行政改革担当副参事 はい。書き足していただければと存じます。お願いします。

委員長 では、議事の3に移っちゃってよろしいですかね。

平成20年度のモニタリング実施結果についてで、これは資料4です。

行政改革担当副参事 はい。資料4をごらんいただきたいと思います。

20年度のモニタリングにつきましては、記載のとおり、モニタリングのガイドライン及び各部の評価方針を定めまして、これに基づいて、各課において実施をいたしました。実施した業務は117業務でございます。評価の特徴でございますが、のところでございますように、特に、区民の関心の高い業務や専門的見地からの評価が必要である業務につきましては、外部委員、区職員等から構成される運営協議会や選定委員会等において客観的な評価に努めたところでございます。また、特に、契約期間が長期にわたり厳密なモニタリングが求められるPFIによる業務については、58項目にわたる評価基準を盛り込み、評価を行いました。また、図書館サービス業務の委託の評価につきましては、所管が行う評価に加えて、外部機関によるCS調査、電話及び現場の対応状況の覆面調査、こちらを実施をいたしましたところでございます。

評価の結果でございますが、(2)に記載のとおり、100点から80点までにつきましては全体の56.9%ということで、平成19年度の実施結果の数値を大きく上回りました。79点から60点が40.4%、60点未満が2.8%ということで、この辺はちょっと19年度よりもふえてはいますけれども、全体で見れば19年度に比べても概ね良好な結果ということになってございます。

また、評点方式でない評価を行った8業務につきましても、いずれもABC評価でB評価以上ということ、また、アンケート調査では9割以上が満足との回答を得ており、こちらの方も概ね良好な評価結果となっております。

(3)の事業者への指導状況でございますが、そうした中でも事業者に対する注意や改善指示等の処分件数が12件ございました。主な内容は記載のとおりでございますが、すべて改善、指示等の処分を行った結果、改善が図られたところでございます。

裏面に参りまして、そういう形で平成20年度のモニタリングは実施したところでございますが、大きく2点、問題点、課題がございまして、一つは評価者の主観による評価項目の割合が、事業によってばらつきがあり、客観的な評価が十分ではないということ。それから、履行評価の配点や総合評価方法が事業によって異なっているため、これは業態が変われば、当然その評価方法とか配点が変わるのも当然といえば当然なんです、少なくとも似たような事業では、ある程度、それは一致させて同じ物差しで比較ができなければいけないところでございますが、そこもなかなか一致していなかったというようなことが課題でございました。この課題を踏まえて、平成20年度に庁内で検討した結果、10月にモニ

タリングガイドラインの改訂を行いました。これの説明会を実施して、職員に周知徹底を図り、平成21年度につきましては、記載の改訂内容を反映させた新たなガイドラインに基づいてモニタリングを実施したところでございます。

表記の2番の管理指導主任の立入調査というところでございますが、17業務について委託業務の立入調査を行いました。リスク値が12以上の、比較的そのリスクの高い業務について、委託業務における確実な履行の確保と安全管理の徹底を図ることを目的に、履行状況や個人情報保護措置、所管の履行確認の実施状況を調査したところでございます。契約書、仕様書に関しては概ね良好ではございましたが、一部仕様書記載の表現方法において修正すべき箇所が見受けられたため、全般的な留意事項として全体に周知の徹底を図ったところでございます。

また、業務の履行に関しては概ね仕様書どおり履行されていましたが、改善事項が見受けられたので、該当する所管の指導を行うとともに、多くの課に関連する留意すべき共通事項としてまとめて、これも全庁的に周知をしたところでございます。

それから、区有施設における立入調査ということで、安全管理の視点から、学校、児童、高齢者、障害者、スポーツ、文化施設など10施設について、施設内で起こりうる危険とその回避策、安全点検のポイントについて実態調査を行いました。現地調査では、施設の場所・現状から「考えられるリスク」を指摘し、施設管理者が対応を検討すべき事項として、当面の対応策を含めて指導を行いました。また、今後の運用によって新たなリスクが懸念される場合は、「留意事項」として、安全性を更に高いものにする取り組みがされている場合には、「好事例」としてそれぞれ所管及び施設管理者に調査、報告を行ったところでございます。立入調査の全体結果については、区有施設で起こりうる危険を分類して、あわせて対策として効果的な好事例を紹介した内容の報告書を作成し、全庁的に周知を図っているところでございます。

今の報告が全体の概要でございますが、個々、別々な117業務の評点の結果と評価の手法については、参考資料の方に、7ページにわたってございますが、まとめてございます。

そこに書いてある評点の隣の必須評価以外の手法、この必須評価というのは報告書の確認とかあるいは事業者による自己評価とか、区による立入調査など、ヒアリングなどがございますが、それ以外に何らかの形で第三者的な立場の人に評価をしていただいたものが第三者評価のマル・バツです。それから、利用者等のある施設について、利用者アンケート等を行った場合に、マルを横につけてございます。

点数を見ていただければ、先ほど概括の報告もさせていただいたとおり、100点から80点までが56.9%ということであるように、概ねそのような結果になってございますが、先ほど60点未満は2.8%というふうにお話ししましたが、件数にして3業務については50点台だったということでございます。

非常に雑駁ではございますけれども、20年度のモニタリングの実施結果については以上でございます。

委員長 この評価一覧というのは、区民はいろんなところに行って見れるようになるの。

行政改革担当副参事 いや、現時点、昨年度まではこういう形で出してございませんでしたので、今のところはまだ見れないんですけども、これはこのままの形がいいのか、もう少しわかりやすくかみ砕いた方がいいのかは別としまして、今後何らかの形で区民に公表していくべきものだというふうには思っています。

委員長 何かご意見ありますか。

大変だね、これも。でも、だんだん、行政の仕事というのは、こういうのが行政の本来業務になってくるのかもね。手の余る専門的なのは、監査法人とかプロに任せるというのかな。

委員 そうですね。実は、この評価、モニタリングと評価をどういうふうにするかというのはいろいろありますけど、評価のところは、前から申し上げているように、横浜でやったのを少し広めようかなと今思っているのですが。やっぱり第三者評価もいろいろ見ると、先生がおっしゃったように、専門的のところはやっぱりそれなりの個別な評価でなきゃだめなんですけど、やっぱり身近な施設、小規模な身近なのというのは、これ、職員がやると物すごく費用がかかるんですね、実は。その辺の評価の区分けというのも今後必要かなという感じがしていますけどね。

委員長 アメリカの例は、これ、適切かどうかわからないけど、前にも話したかもしれないけど、PFIの事業とかTIFの事業みたいな事業が、全体で10年間続く仕事とか、15年続く仕事の6年目、6年目としては順調であるなんて、どこかの会計事務所の責任者がぱっぱとサインしちゃうとね、これで議会がスムーズに通って行って、専門家に任せるということは徹底的にされているのかな。その資料を読む人がいるのかなと思うように、インターネットなんかにはみんな出ている。それから、外国事例を見るんだと、TIFとその評価の事例なんて、全部インターネットで見れるから、見てみるといいと思うけど、1万5,000ぐらいあるよ、TIFの事業。全国の自治体が全部、もう、幾つかずつやってい

る状態。委託をしているのは議会の議長さんなんだよね。役所じゃないんだな。だから、すごく不思議だね。契約をしているのは直接投票で地位を得ている職の人。

委員 そこはシティーマネジャー制度をとっているんですか。

委員長 シティーマネジャー制度、市長さんは大きな流れはつくって、シティーマネジャーの方はそのもとで仕事をするから、契約は、本人代理人のプリンシパル・エージェントは市長さんとシティーマネジャー。市民とはつながっているわけではなくて、評価してもらうという、そういう感じなんですよね。経営者なんだよね、だから、市長さんは。議員さんたちは市民の代理なので、お願いします、と。だから、議会の人たちはそこでこれはよかったかどうか判断しているんだけど。ちょっと、だから、感覚が違うんだよね。

日本は、役所がとにかくいっぱい出ているのよ。しゃしゃり出ているというか。そんなこと言うと怒られちゃうけど。役所の行政職員の仕事が圧倒的に多い。だって、日本は三権分立だと言っているから、行政のところに権利はないんだよね、普通は。日本は三権分立だという考え方を決めたのも、役所の方が決めているんだろうね、きっと。だから、感覚はちょっと日本とは違う。イギリス型かもね。よくわからないけど。ここの、要するに、だから、第三者評価は要らないよと思ったところと、要るよと思ったところの境とか、アンケートをやった方がいいなと思うのとかがいのは、それぞれの担当所管のところでの判断ですか。

行政改革担当副参事 そうですね。所管部の評価方針に基づいてやるというところがあります。

委員長 そう。

行政改革担当副参事 ただ、部を超えて、やはり直接区民サービスに資するような業務については、何で、例えば、保健福祉部の方でやっているのに区民生活部はこの施設でやっていないのかみたいところは若干ありますので、その辺はやっぱりなるべく客観的な評価ということで、第三者評価なりアンケート調査をなるべく入れていった方がいいだろうというのは内部でも話し合われていますね。来年度に向けて、それは改善していくべき事項かなと思います。

行政管理担当部長 多分、第三者評価についてはふえていく傾向にあると思いますし、説明責任からいっても、なかなか、やっぱり難しいんですよ、自己評価がかかっているものですから。

委員 特に、指定管理者の場合は、絶対、議会の議決事項なので、まあ、今はいいけれ

ど、そのうちちょっと、議会の方で突っ込まれたら、何で内部だけの評価でいいんですかなんていうことになっちゃうので。

委員長 きつと言うよね。彼らも内部の評価よりは第三者の評価の方がいいと思うのかもしれないしね。言うかもしれない。

委員 必ずしもそうとは言い切れないけど、建前上はそうですよね。第三者の方が客観的に見れる。

行政改革担当副参事 基本的には、指定管理者の業務については必ず第三者評価を何らかの形で入れるようにはしているんですけどね。

委員 そうですね。ただ、要するに、第三者評価でも所管課がアレンジした第三者評価だと、そういう意味では、かなり固定的になるんですよね、視野とかその辺が。それから、あくまでも杉並の施設であって、ほかの区との比較あるいはほかの自治体との比較での専門性みたいなところが、なかなか。特に、小規模でそれをやろうと思うと、コスト的に全然合わなくなっちゃう。そういった意味では、今、私が目指しているのは、もうちょっとインター自治体的な、何か第三者評価ができる機関がうまく育成できると、お互い手間暇もないし、専門性も確保できると思うんですけどね。

委員長 何か、片方でサービスを供給する会社ができ、片方で評価をする会社ができればいいけど。

委員 そうですね。

委員長 それが今どこの監査法人もパブリックセクター分野というのをつくってきて、5,000人ぐらいいるスタッフのうちの1,000人ぐらいをそこに充てようとしている。物すごい大きいんだよね。でも、だってすごい数だからね、全国で言うと、実際は。これは、一つはみんなの目に触れられるかということと、それから、こうやって見ると、こんなにたくさん丁寧に一個一個やっているのに、全体として概ね8割ぐらいはという話になっちゃうと、いい評価を得られなかったところはどこだったかとかいうのは、内部でチェックするという。これ以上のチェックはいかないんです。ほかはみんなこういういい点数をとっているのに、おたくだけ低いよとか。だから、それがうまく循環、フィードバックされるといいと思うんです。わからないけどね、評点95点というのと、80点ぐらいのがどれぐらいの差があるのかとか。

行政改革担当副参事 これも、やはりその評価が、事業者の自己評価と、あと、区の担当の所管の評価とをすり合わせてやっているというのが基本なので、その自己評価が厳し

い事業者、あるいは、区の評価が担当者によって厳しかったり若干甘かったりというよう
なところで、同じ区民利用施設でも、区民生活部の施設と保健福祉部の施設、A 施設と B
施設がちょっと違ってくるという側面もあろうかと思います。ただ、同様の施設の中で、
例えば、区民生活部では若干点数に開きがあるので、そういうところについては、横並び
での比較においても何かやはり問題があるということで、次年度には改善ということは所
管において行われているというふうに思います。

委員 これ、評定が100というのは何なんですか。100とか100を上回っている。

委員 104なんていうのもありますよ。

委員長 えっ、そんなものもあるの。

委員 44番は104点になっています。

委員 そうなんですよ。だから、アンケート何とかを足しちゃったのかと。

委員 基礎評価が100点で、それにさらに加点、最大20点加点できるんですよ。

行政改革担当副参事 ええ、加点を。

委員 そうか。なるほど。

委員長 保育園の調理業務か。わあっ、とってもよくやっているなど、褒めてあげよう
と思うときに、褒めることができないからかな。100点プラスアルファ。

委員 100ってつくつと、何かすごくまゆつばですよ。しかも、杉並公会堂だとか環境
学習何とかだとかって、100点つくつと、うそだろうなど。もちろん加点部分があったから、
ちょうど相殺して、結果的には100になるのかもしれませんが。ちょっとこれは信じら
れないですね。

委員 うん。

委員長 いや、だけど、大体一般的に、委託すると他の自治体でもこんなに高いの、点
数、評価。

委員 でも、大体、横浜でやっている第三者評価だと、ほとんどがみんなAランクにな
っちゃうんですね。標準Bということは、要するに、70点ぐらいを想定して点数づけをす
るならば、Bなんですけど、Bでいいよと言っているにもかかわらず、Aがあるとみんな
Aを目指して、一生懸命細々とそっちの方に、細かいことで点数を求めるという傾向があ
って、恐らく、これも評価の まあ、一定の基準はもちろんわかるわけですよ、事業
評価も含めて。

行政改革担当副参事 ええ。

委員 だから、それにあわせて、評価があらかじめわかっているのに、一生懸命その評価を上げるために活動を合わせちゃうんですね。だから、なかなか難しい。

委員長 何か高過ぎるような気がしてね、全部。それで、いい、いいという話になっていて、これでしゃんしゃんで、次につながるのかなとか、ちょっと心配になっちゃうね。いい点数なことは悪いことではないんだけど。

行政管理担当部長 あすにつながらないですものね。

委員長 そう。僕もそう思うんだ。

ごめんなさいね。45分になったので、何だか時間制限とかで。これで自由テーマの方の会議に移っていきましょうか。

どうもありがとうございました。すごいあつという間の時間で、ちゃんと見れなかったと思うので。言うべきことは事務局にいっぱい、何か思いついたら話していただきたいと思いますけど。

じゃあ、どうぞ行っていらっしやい。

行政改革担当副参事 はい。ありがとうございます。

委員長 何か、もういいよね、これで。何か。

行政改革担当副参事 ありがとうございます。

そうしましたら、お2人の先生は、非常にご足労なんですけれども、同じフロアで、第2委員会室の方に会場を移して、落ちつき次第、所管の部長も呼んでまいりますので、そちらの方で、皆さんそろい次第、引き続き自由型の方の審査会をやらせていただきたいと思います。

あとのお2人の先生につきましては、こちらの方で適宜ご休憩いただいて、資料をお配りしますので、ちょっと、こんなにありますから。ちょっと、目を通しておいていただい